

令和2年6月22日

学童クラブ保護者 各位

多摩市子ども青少年部  
児童青少年課

## 7月1日以降の学童クラブの利用について

日頃より多摩市学童クラブの運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

ご利用の皆様におかれましては、市から登所自粛のお願いにご協力いただき感謝申し上げます。

さて、6月より小学校は段階的に再開し、現在は一斉登校が実施されていることから、学童クラブは下校後の育成となっています。また、保護者の方々の勤務状況等も以前に戻りつつあり、出席率も徐々に上昇し、現在（6月18日現在）55%の出席率となっています。一方、学童クラブの生活は集団生活であり、3密にあたる空間であることから、新型コロナウイルス感染症から大切な子どもたちを守るため最大限の感染拡大防止に努めております。是非ともご家庭においてもご協力を引き続きお願い申し上げます。

### 記

#### 1 方針

学校が再開されたことから、学童クラブの開所時間も7月1日より通常通りといたします。ただし、学童クラブ自体が集団生活を行う、いわゆる3密にあたる空間であることから、学童クラブに通所する児童及び職員の罹患リスクを減らすため、家庭等でお子さまを見ることができるときには、家庭等で過ごすようお願いいたします。

#### 2 対応

学童クラブは学校下校時より受け入れをすることになります。学校休業日（土曜日や夏季休業期間など）は、通常通り午前8時より受け入れをいたします。

なお、学童クラブ育成料及び延長育成料については、出席日数に伴う、学童クラブ費及び延長育成料(月額払い)の免除・減額は行いません。

※兄弟、非課税、生活保護などを理由とした減免手続きは通常通り必要です。

#### 3 学童クラブを利用するにあたって

- ・登所（登校）前には、検温等お子さんの健康状態の把握をお願いします。なお、発熱等ある場合は、無理をせず学童クラブをお休みするようにお願いいたします。
- ・登所（登校）する際には、基本的にはマスクの着用をお願いいたします。
- ・お仕事がお休み等で家庭等でお子さまを見ることができるときには、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにも、家庭等で過ごすようお願いいたします。

#### 4 その他

- ・育児休業中の方の復職につきましては、前回の通知の延長期間までとします。(8月1日までに復職していただくことになります。)
- ・求職要件で入所されている方の入所期間は前回の通知同様に8月末までとします。(4月入所の方は2ヶ月、5月入所の方は1ヶ月延長となります。)なお、8月末までに就労されない場合は退所となります。

※再度、緊急事態宣言が出されるなど状況が変化した場合には、学童クラブの対応につきましても変更する場合があります。その際には、あらためて保護者の皆様にお知らせいたします。

#### 【 問い合わせ先 】

多摩市子ども青少年部児童青少年課

TEL : 042-338-6884

FAX : 042-372-7988